

1 試行の内容

- 都内及び神奈川県、埼玉県、千葉県内の産科施設等において、自施設での対応が困難なため、他の医療機関への搬送が必要となった妊産婦等で、各都県内において受入医療機関が見つからない場合に、県域を越えた搬送受入について調整を行う。
- あわせて、本試行により搬送された妊産婦及び出生した新生児について、急性期を過ぎ、居住地のある都内（または県内）医療機関へ転院が可能と医師が判断した場合には、転院先の調整を行う。

【搬送調整方法】

各都県の搬送コーディネーターが搬送先の調整を実施

【対象外】

緊急に母体救命処置を必要とする妊婦等の搬送及び119番通報事例は対象外

【試行開始時期】

H24.1～神奈川県、H26.4～埼玉県、H29.4～千葉県

2 実績（平成26年度～）

1 他県から東京都への搬送件数

	神奈川県				埼玉県				千葉県				合計			
	救急搬送		戻り搬送		救急搬送		戻り搬送		救急搬送		戻り搬送		救急搬送		戻り搬送	
	依頼	搬送	依頼	搬送	依頼	搬送	依頼	搬送	依頼	搬送	依頼	搬送	依頼	搬送	依頼	搬送
平成26年度	10	9	2 (母2)	2 (母2)	55	54	9 (母5、児4)	8 (母4、児4)					65	63	11 (母7、児4)	10 (母6、児4)
平成27年度	13	12	2 (母1、児1)	2 (母1、児1)	94	82	16 (母7、児9)	15 (母6、児9)					107	94	18 (母8、児10)	17 (母7、児10)
平成28年度	12	7	1 (母1)	1 (母1)	71	50	10 (母5、児5)	10 (母5、児5)					83	57	11 (母6、児5)	11 (母6、児5)
平成29年度	12	12	0	0	4	4	0	0	0	0	0	0	16	16	0	0
平成30年度	25	21	3 (母3)	3 (母3)	11	6	1 (児1)	1 (児1)	0	0	0	0	36	27	4 (母3、児1)	4 (母3、児1)
令和元年度 (11月末まで)	20	15	2 (母2)	2 (母2)	2	2	1 (児1)	1 (児1)	1	1	0	0	23	18	3 (母2、児1)	3 (母2、児1)
合計	92	76	10 (母9、児1)	10 (母9、児1)	237	198	37 (母17、児20)	35 (母15、児20)	1	1	0	0	330	275	47 (母26、児21)	45 (母24、児21)

2 埼玉県のNICU整備状況

NICU整備状況	H24.4	H25.4	H26.4	H29.4	H30.4	H31.4
NICU(床)	104	95	119	143	152	166

参考:神奈川県:NICU 213床、千葉県:NICU 141床

3 検討内容(埼玉県への戻り搬送対応の変更について)

- 【埼玉県との現行の運用】 試行を開始した平成26年当初の搬送件数が多かったことから、戻り搬送については、埼玉県の医師が救急車で都内の医療機関へ出向き、患者を埼玉県へ逆搬送することが、試行実施の条件となっている。
- 【神奈川県、千葉県の運用】 戻り搬送については、コーディネーターが受入先病院調整後、通常の転院搬送のルール又は送り側受入側双方の医療機関が協議により、搬送手段等を決める。
- ◆ 埼玉県から、県内のNICUの整備が進み、都への搬送件数も減少していることから、埼玉県の戻り搬送について、神奈川県や千葉県と同様の対応に変更したい旨の強い要望があった。

【変更案】

埼玉県の戻り搬送についても、神奈川県や千葉県と同様とし、通常の転院搬送のルール又は送り側受入側双方の医療機関が協議により、搬送手段等を決めることとする。

今後、埼玉県との本格実施のための協定締結等に向け、検討する。